

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第6号

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国営土地改良事業特別徴収金徴収条例(平成19年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金徴収限度額等の通知)

第2条 総合事務所長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)は、条例別表に定める国営土地改良事業(以下「国営事業」という。)の工事の完了につき土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定による公告(農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、当該公告。以下「公告」という。)があったときは、次に掲げる事項その他必要な事項を、当該国営事業の施行に係る地域(以下単に「地域」という。)の全部又は一部を地区とする土地改良区並びに当該地域を所管する市町村長及び農業委員会に通知するものとする。

(1) 公告があったこと及び地域内にある土地につき条例の規定が適用されること。

(2) 条例第3条第3号中「特別徴収金の徴収に係る土地の面積」を10アール、「政令第53条の11第2項において準用する同条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める割合」を1として、同条の規定により算定された特別徴収金の徴収限度額

(特別徴収金の減免又は徴収猶予の申請)

第3条 条例第4条の規定により特別徴収金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、特別徴収金減免(徴収猶予)申請書(別記様式)を総合事務所長に提出しなければならない。

2 総合事務所長は、特別徴収金の減免又は徴収の猶予をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

特別徴収金減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

職氏名 様

申請者 郵便番号

住所

(法人その他の団体にあつては、事業所又は事務所の所在地)

氏名

印

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話番号)自宅

勤務先

下記のとおり特別徴収金の減免(徴収猶予)を受けたいので、申請します。

記

1 減免(徴収の猶予)を受けようとする特別徴収金の額等

事業名	特別徴収金の額(10a当たり)	減免(徴収猶予)を受けようとする土地の面積	減免(徴収猶予)を受けようとする特別徴収金の額	備考

注 備考欄には、徴収猶予の場合にあつては、徴収猶予期間を記入すること。

2 減免(徴収猶予)を受けようとする理由及び参考となる資料

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。